

2014くらしのサポーター通信

徳島県内の特殊詐欺被害状況について（2）

ハイライト:

□ 今月のテーマ

- ・徳島県内の特殊詐欺被害状況について（2）
- ・注意してください！
- ・自然災害に便乗した悪質商法に御注意ください

□ お知らせ

□ くらしのコラム

税金は納税する～実感は、取られる～

1 概要

今年1～9月に徳島県警が認知した特殊詐欺の件数は32件、被害額は2億7,159万円で、過去最悪だった昨年同期に比べ、被害額が1億1,062万円減少している一方で、件数は7件増加しており、今後の被害拡大が懸念されます。

類型別では架空請求詐欺が11件、被害額が1億763万円となっており、前年同期の3件、被害額2,769万円に比べ、認知件数、被害額とも増加しています。また、金融商品等取引詐欺は11件で前年度と同水準であり、引き続き注意が必要です。

また、金銭的被害はないものの、オレオレ詐欺の認知件数が4件（前年同期0件）となっており、今後も注意が必要です。

県内特殊詐欺被害認知状況

	件数		被害額（万円）	
	H25	H26	H25	H26
○振り込め詐欺				
オレオレ詐欺	0	4	0	0
架空請求詐欺	3	11	2,769	10,763
融資保証金詐欺	2	1	42	39
還付金等詐欺	2	1	137	100
小計	7	17	2,948	10,902
○振り込め類似詐欺				
金融商品等取引	13	11	32,694	12,176
ギャンブル必勝情報	4	3	1,627	4,026
異性との交際あっせん	0	0	0	0
その他	1	1	952	55
小計	18	15	35,273	16,257
合計	25	32	38,221	27,159



2 金融商品取引詐欺に使われる商材と手口について

徳島県内で被害があった金融商品取引詐欺（11件）には、商材として未公開株、宝石、社債の購入名目がよく使われます。

手口としては、未公開株等の購入を持ちかけるパンフレットが自宅に送付され、その後、パンフレットに記載された会社とは別の会社を名乗る人物から、「パンフレットが送付された人しか買えないので代わりに買ってほしい。高く買い取る」「名義を貸してくれるだけでいい。お礼はする」などの電話がかかってくる「劇場型勧誘」が目立ちます。

[アドバイス]

○「上場確実」「必ず儲かる」ことはありえません。金融庁の職員を名乗り、「A社は上場予定なので大丈夫です」などと言う業者もありますが、公的機関が未公開株などの情報提供を行うことはありません。

○複数人からの、都合のいい電話勧誘に注意してください。タイミングよく別の業者から連絡が入ったら、詐欺と考えてください。

○過去に投資詐欺の被害にあった人は、「二次被害」に注意してください。悪質業者は被害救済をかたって、救済を条件に異なる株の購入や手数料の支払いを求めてきます。「国の救済機関」を名乗るケースもあります。どんな相手でも疑うことが大切です。

消費者庁では、高齢者詐欺の被害を防止するために、「お・し・だ・そう！高齢者詐欺」を勧めています。



注意してください！

● 気をつけて、浴槽での首掛け式浮き輪の事故！！（消費者庁、国民生活センター）

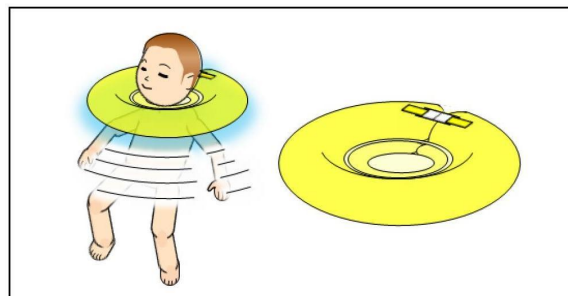
消費者庁には、首掛け式の乳幼児用浮き輪を浴槽で使用した際に溺水したなどの事故情報が寄せられています。

首浮き輪を使って入浴している乳幼児は、楽しそうに見え、保護者は安心して、つい、自らの洗髪や衣服を取りに行くなど、別の作業をして目を離してしまいがちです。また、首浮き輪を使うと

便利等との感想が個人のブログ等で見られますが、安心しないでください。鼻と口が水につかった状態が5分以上続けば、極めて重症度が高い障害が残ることがあります。

首浮き輪を使うときは、①絶対に目を離さず、②空気を十分に入れておきましょう。

首浮き輪



● 抱っこひもからの転落に注意！！

抱っこひもからの転落により、赤ちゃんがけがをする事故が起きています。頭の骨を折るなどの重傷な事故例もあります。転落事故は、抱っこひもの着け外しの時、抱っこの状態で前屈みになった時に多く起きており、注意が必要です。

- ・財布を取ろうとして前かがみになったときに、子どもが滑るように抱っこひもからコンクリートの地面に転落した。（4か月児 外傷性くも膜下出血）
- ・抱っこひもの緩みを調整するために留め具を付け替えようとした時に、抱っこひもの横から子どもがすり抜けてフローリング床に転落した。（1か月児 前頭骨骨折）

【アドバイス】

- ①抱っこひもの着け外しを立ったまませず、椅子に座るなど、低い姿勢で行いましょう。
- ②抱っこひもの時は片手を空けておき、前かがみする時は、赤ちゃんに手を添えましょう。
- ③取扱い説明書をしっかり読み、正しい使い方を確認しましょう。

自然災害に便乗した悪質商法に御注意ください

過去の台風、地震などの災害時に、それに便乗した悪質商法が多数発生しています。悪質商法は災害発生地域だけが狙われるとは限りません。また、義援金詐欺の事例も報告されています。義援金は、確かな団体を通して送るようにしてください。

【事例】

- ・「当社と被災家屋の修理契約をすれば、行政から補助金が出る」などと虚偽の勧誘を行い、壊れた住宅の屋根や壁の修理契約を勧誘する。
- ・公的機関を思わせる名称を用いて、自宅を訪問したり、ハガキを送ったりして義援金名目のお金を求める。

徳島県消費者情報センター

〒770-0851

徳島市徳島町城内2番地1

とくぎんトモニプラザ 5階

- ・相談電話 088-623-0110
- ・啓発受付 088-625-8285
- ・事務担当 088-623-0612
- ・ファクシミリ 088-623-0174

電子メール

t-shouhi@mail.pref.tokushima.lg.jp

ホームページ

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>

くらしのサポーター通信はこちら

<http://www.pref.tokushima.jp/shohi/supporthp/>



ゆるキャラグランプリ2014開催中！すだちくんへの応援をお願いします。<http://www.yurugp.jp/>

お知らせ

くらしのサポーター・消費生活コーディネーター 交流会を開催します

くらしのサポーターと消費生活コーディネーターの皆様交流いただき、活動の輪を広げていくことを目的に「くらしのサポーター・消費生活コーディネーター交流会」を開催します。

1 内 容

「高齢者の被害防止のためにはどうすればよいか」をテーマに、班別に話し合います。

2 日時及び場所

平成26年11月18日（火） 13:30～15:30

ザ グランドパレス

（徳島市寺島本町西1-60-1 TEL088-626-1111）

3 講 師

・片山 仁子 氏

（公財）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント
協会西日本支部四国部会所属

・長尾 和子 氏

徳島県の消費生活啓発講師、徳島県金融広報アドバイザー

4 申込み

11月4日（火）までに郵送、ファクシミリ又は電話でお申し込みください。

くらしのコラム

税金は納税する ～実感は、取られる～

落ち着いたと思ったが、消費税の増税が8%から10%への話題が新聞に掲載される頃となった。いわゆる税金は、私たちの多くが、納税する、との感覚はなく、取られる、と感じている。

税金を納税すれば、片方は、受け取るという表現になるのだが、徴収するという言葉がある。古い岩波の国語辞典では、徴収は「国家・公共団体などが、税金・手数料などを取り立てること」。

この「取り立てる」との表現は他の辞書にもみられる。徴収という受け取る側の強引さ（取り立てる）の残る語感、おそらく税金を暗い、嫌な物とのイメージを定着させている。

税金に愚痴より、使われ方に消費者は関心を持つべきだ。

くらしのサポーター 三原茂雄



くらしのサポーター担当者より
県民の方からインターネットバンキングの不正送金が目撃される不審な電子メールが届いたとの情報提供がありました。

メールでは「銀行システムがアップグレードされたので、口座が凍結されないように次のページより登録してください」とあり、リンクが貼られていました。

メールのリンクをクリックせず、金融機関のURLをブックマークに登録し、毎回そこからアクセスするようにしましょう。